

# カルナバイオサイエンス株式会社 定 款

## 改定履歴

2003年4月4日	作成
2003年4月10日	会社成立
2004年3月26日	定時株主総会で変更
2004年4月16日	取締役会で変更
2005年3月29日	定時株主総会で変更
2006年3月29日	定時株主総会で変更
2006年5月1日	会社法施行により変更
2007年3月29日	定時株主総会で変更
2007年12月11日	臨時株主総会で変更
2008年3月28日	定時株主総会で変更
2009年3月23日	定時株主総会で変更
2013年11月22日	取締役会で変更
2014年3月25日	定時株主総会で変更
2016年3月24日	定時株主総会で変更
2020年3月26日	定時株主総会で変更
2022年9月1日	定時株主総会決議に基づき変更
2026年3月25日	定時株主総会で変更

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、カルナバイオサイエンス株式会社 と称し、英文名は、Carna Biosciences, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品および試薬に関する研究開発・製造・販売および輸出入
2. 医薬品、試薬および試薬解析データの販売代理業務
3. 医薬品、医薬部外品、化粧品および試薬の研究開発技術に関する研究開発およびコンサルタント
4. 医薬品、医薬部外品、化粧品および試薬に関する市場調査、情報提供サービスおよびコンサルタント
5. 医薬品および試薬の製造に関する技術指導・コンサルタント
6. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 兵庫県神戸市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行なうことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、76,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第8条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利の行使方法については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

### 第3章 株 主 総 会

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

#### (取締役会)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議事項について提案した場合、当該決議事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### (代表取締役および役付取締役)

第24条 取締役会の決議によって、当会社を代表すべき取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失のない場合には、法令の定める限度額を限度として賠償責任を負担する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第27条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第28条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年1月1日から、同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第30条 株主総会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(中間配当)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録され

た株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(附 則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、取締役会の決議によって、第17回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任について、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 (削除)